



長野県報

10月31日(木)

令和6年

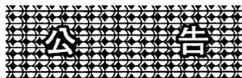
(2024年)

号外

目次

公 告

地方自治法に基づく監査結果に関する報告（監査委員事務局）..... 1



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別冊のとおり公表します。

令和6年10月31日

長野県監査委員 増 田 隆 志
同 青 木 孝 子
同 柄 澤 千 恵 子
同 依 田 明 善

監査委員事務局

令和5年度
行政監査の結果に関する報告

長野県監査委員

目 次

第 1 監査の概要

1	テーマ	1
2	目的	1
3	対象事務	1
4	対象機関	1
5	主な着眼点	2
6	実施方法	2
7	実施時期	2

第 2 監査の結果

1	調査対象事務の選定	
(1)	利用事務	3
(2)	独自利用事務	4
(3)	関係事務	5
2	マイナンバーの利用状況について	
(1)	利用事務	6
	《事例》特定医療費（小児慢性特定疾病医療費）の支給に関する事務	7
(2)	独自利用事務	8
	《事例》私立高等学校等奨学給付金支給に関する事務	10
3	マイナンバーの利用に関する周知について	10
(1)	申請者等への説明	12
(2)	特定個人情報保護評価書の公示	12
4	特定個人情報の管理について	
(1)	特定個人情報取扱事務監査について	13
(2)	特定個人情報を取り扱う事務の委託について	13
(3)	マイナンバーの保管状況について	14

第 3 意見

1	マイナンバーの利用状況について	15
2	マイナンバーの利用に関する周知について	16
3	特定個人情報の管理について	16

【資料】関係法令条文（抜粋）

用語解説

リンク集

令和5年度行政監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 テーマ

マイナンバーの利用に関する事務について

2 目的

マイナンバー制度は、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野において利用が開始され、平成29年11月からは、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携（以下「情報連携」という。）の本格運用が始まっています。

また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤としてマイナンバー制度を広く普及させるため、国の施策としてマイナポイントを活用したマイナンバーカードの取得促進が積極的に進められ、多くの国民にマイナンバーの存在が知られるようになりました。

本県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）」に定める対象事務のほか、番号利用法第9条第2項に基づき「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月17日長野県条例第27号、以下「長野県条例」という。）」に定める事務においてマイナンバーの活用について規定されておりますが、マイナンバーの活用により県民の利便性の向上と行政事務の効率化が図られ、公平公正な社会の実現に向けた役割が果たされているか、また特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の安全管理措置が適切に行われているか、といった観点から、制度の適切な運用が求められているところです。

そこで、県行政においてマイナンバーがどのように活用されているか、その利用実態を明らかにするとともに、当該事務が適切に運用されているかを監査し、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化、また安全管理措置の徹底により県民が安心して暮らせる社会に役立てることを目的として実施しました。

3 対象事務

番号利用法第2条第10項で規定する個人番号利用事務（以下「利用事務」という。）、同条第11項で規定する個人番号関係事務（以下「関係事務」という。）のほか、長野県条例第2条及び第3条で規定する事務（以下「独自利用事務」という。）から、令和4年度において処理の実績があったものを中心に、県民の権利義務に対する影響の度合いや処理件数等を踏まえ、25 事務を監査対象としました。

4 対象機関

次に掲げる16機関を監査対象としました。

- (1) 対象事務を所管する本庁の課及び現地機関（13機関）
- | | |
|------------|------------------------------|
| 総務部（1機関） | 税務課 |
| 県民文化部（2機関） | こども・家庭課、県民の学び支援課 |
| 健康福祉部（3機関） | 地域福祉課、保健・疾病対策課、障がい者支援課 |
| 農政部（1機関） | 長野地域振興局農地整備課 |
| 建設部（2機関） | 建築住宅課公営住宅室、土尻川砂防事務所 |
| 教育委員会（4機関） | 高校教育課、特別支援教育課、長野養護学校、稲荷山養護学校 |
- (2) 情報連携を総括する機関（1機関）
- 企画振興部DX推進課
- (3) 特定個人情報保護を総括する機関（2機関）
- 総務部情報公開・法務課、教育委員会事務局教育政策課

5 主な着眼点

- (1) マイナンバー制度の運用が適切に行われることにより、県民の利便性の向上、及び行政事務の効率化に役立っているか。【着眼点1】
- (2) 制度の運用に関する情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。【着眼点2】
- (3) 特定個人情報の取り扱いは適切に行われているか。【着眼点3】

6 実施方法

次に掲げる方法により実施しました。

- (1) 予備調査
- 監査対象とする事務を選定するためのデータを得ることを目的として、全ての部局を対象に、マイナンバーを利用している事務の実態を把握するため、事務の内容、所管課等に関し、事務局による予備調査を実施しました。
- (2) 事務調査
- 予備調査の結果を踏まえて監査対象とする事務を絞り込み、事務局が調査を実施しました。
- (3) 書面監査
- 事務局が調査した内容について、委員が聞き取りにより監査しました。
- (4) 実地監査
- 書面監査における審議過程で確認が必要と判断した事項について、表-1の3機関を対象に、実地による監査を実施しました。

表-1 実地監査の実施状況

対象事務	所管課
特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	保健・疾病対策課
私立高等学校等奨学給付金支給に関する事務	県民の学び支援課
特定個人情報取扱事務監査	情報公開・法務課

7 実施時期

令和5年4月から令和6年3月の間に実施しました。

第2 監査の結果

マイナンバーの利用に関する事務について、主な内容を取りまとめた結果は、次のとおりです。

1 調査対象事務の選定

本県において特定個人情報の取り扱いを行っている、又は今後取り扱うことを予定して、番号利用法第27条及び第28条に基づき、「特定個人情報保護評価書」を個人情報保護委員会に提出し公表しているものは、次のとおりです。

【特定個人情報保護評価書提出件数等の状況（令和6年3月11日現在）】

	利用事務	独自利用事務	関係事務	計
評価書提出件数	24件	10件	1件	35件
うち				
実施中	20件	7件	1件	28件
未実施・事例なし	4件	3件	－	7件

これらと予備調査の結果を踏まえ、利用事務、独自利用事務及び関係事務毎に、次のとおり対象を絞り込み、調査対象事務を選定しました。

(1) 利用事務（表1）

番号利用法別表第一に定める101事務（R5.4.1時点）のうち、「都道府県知事」の事務と記載されている32事務から、これまで使う場面がなかったもの、そもそも長野県に該当する事務がないもの、予備調査においておおむね適正に行われていることが確認されたものの計20事務を除き、12事務を対象としました。

【利用事務】

（表1）

No.	調査事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一（第九条関係）		対象機関
	別表第一の番号	事務	
1	七	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども・家庭課 （里親の申請・登録）
2		保健・疾病対策課 （小児慢性特定疾病医療費）	
3	十一	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者支援課
4	十五	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地域福祉課
5	十六	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの	税務課
6	十九	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	建築住宅課 公営住宅室
7	二十六	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第一百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育課

(表1つづき)

No.	調査事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一(第九条関係)		対象機関
	別表第一の番号	事務	
8	四十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	こども・家庭課
9	四十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども・家庭課
10	四十六	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者支援課
11	四十七	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者支援課
12	九十八	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	保健・疾病対策課

(2) 独自利用事務 (表2)

長野県条例別表第一に定める 10 事務 (R5. 4. 1 時点) 全てを対象としました。

【独自利用事務】

(表2)

調査事務 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (平成27年12月17日条例第43号)別表第一(第二条・第三条関係)		対象機関
1 知事	私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)
2 知事	東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)
3 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)
4 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)
5 知事	私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務(以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。)であって規則で定めるもの	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)

(表2つづき)

調査事務		対象機関
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 (平成27年12月17日条例第43号)別表第一(第二条・第三条関係)		
6 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護実施事務」という。)であって規則で定めるもの	地域福祉課
7 教育委員会	長野県高等学校授業料等徴収条例(昭和52年長野県条例第20号)による授業料等の減免に関する事務(以下「授業料等減免事務」という。)であって規則で定めるもの	高校教育課
8 教育委員会	高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの	高校教育課
9 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する支援金の支給に関する事務(以下「学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの	高校教育課
10 教育委員会	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第2条第1項の規定によるものを除く。)に関する事務(以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。)であって規則で定めるもの	特別支援教育課 長野養護学校 稲荷山養護学校

(3) 関係事務 (表3)

下記3事務を対象としました。

【関係事務】

(表3)

調査事務	対象機関
市町村民税・道府県民税寄付金税額控除(ふるさと納税)に係る申告特例申請事務	税務課
法定調書作成事務(講師謝金支払に関するもの)	こども・家庭課 県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課) 地域福祉課 保健・疾病対策課 障がい者支援課 高校教育課 特別支援教育課
法定調書作成事務(不動産等の譲受けの対価等の支払に関するもの)	長野地域振興局農地整備課 土尻川砂防事務所

2 マイナンバーの利用状況について【着眼点1】

「マイナンバー制度の運用が適切に行われることにより、県民の利便性の向上、及び行政事務の効率化に役立っているか」という観点から、利用事務及び独自利用事務を対象に、情報連携の利用状況等について検証しました。

(1) 利用事務 (表 4)

【マイナンバー利用状況 (利用事務)】

(表 4)

No.	調査事務		対象機関	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	備考
	別表第一の番号	事務		マイナンバーの取得	情報連携の実施	添付書類の省略	業務システムの有無	情報連携の照会件数 (R4)	事務取扱件数 (R4) (申請件数等)	
1	七	養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定に関する事務	こども・家庭課	○	○	×	○県	0	50	R4照会実績なし
2		小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	保健・疾病対策課	○	×	×	○県	/	1,797	
3	十一	身体障害者手帳の交付に関する事務	障がい者支援課	○	○	○	○県	※	5,590	※市町村が手帳の交付状況を照会、利用
4	十五	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	地域福祉課	○	○	○	○県	1,580	1,580	情報連携の内容は主に年金情報
5	十六	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	税務課	○	×	×	○県	/	3,380	
6	十九	公営住宅の管理に関する事務	建築住宅課 公営住宅室	○	○	○	○県	2,100	9,705	年1回の収入調査に利用、他は利用なし
7	二十六	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	特別支援教育課	○	○	○	○県	9,896	9,896	
8	四十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	こども・家庭課	○	×	×	×	/	60件程度	
9	四十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	こども・家庭課	○	×	×	×	/	15	
10	四十六	特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者支援課	○	○	○	○国	11	12,575	法定受託事務
11	四十七	障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務	障がい者支援課	○	○	○	×	190	99	
12	九十八	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務	保健・疾病対策課	○	×	×	○県	/	26,544	

ア マイナンバーの取得

12 事務のうち、すべての事務がマイナンバーを取得していました。

マイナンバーを取得しても、情報連携の実施や添付書類の省略をしていない事務が 6 事務あり、そのうち 4 事務については、申請様式等にマイナンバーの記入欄を設定しているものの、マイナンバーの記載がなくても、あえて記載をさせることはせず、空欄のまま受け付けていました。

イ 情報連携の実施

12 事務のうち、7 事務で情報連携が行なわれており、うち 6 事務で添付書類の省略が図られていましたが、1 事務で省略が図られていませんでした。省略が図られていない理由は、申請の前に当該書類により状況を確認しながら事前相談をする必要があるなど、一律に情報連携による取得に置き換えることが困難なため、と説明がありました。なお、情報連携は、必要書類の提出がされなかった場合に、事後的に行っているとのことでした。

12 事務のうち、5 事務で情報連携を行っていませんでした。その主な理由は、「他の書類で必要事項を確認しており、情報連携をする必要がないため。」、システムでの情報連携による照会結果の確認には時間を要し業務の効率化につながらない、また認定等に遅滞が生じることは申請者に不利益となる可能性があるため。」などの説明がありました。

ウ 添付書類の省略

12 事務のうち、6 事務で添付書類の省略が図られ、6 事務では省略できていませんでした。その主な理由は、上記イに記載と同じです。

エ 業務システムの有無

12 事務のうち、9 事務で業務を行うための専用システムがあり（県の独自システム 8、国のシステム 1）、うち 6 事務で情報連携を行っていました。情報連携を行っている 6 事務については、システム改修等により情報連携のための機能が組み込まれていますが、情報連携を行っていない 3 事務については、情報連携のためのシステム改修は行われていませんでした。また、3 事務では専用システムはなく、うち 2 事務について情報連携も行われていませんでした。

なお、システム整備を行わない主な理由は、上記イに記載のとおり、「取扱件数が少なく、システム構築などはむしろコスト高になるため。」といった説明がありました。

以上のとおり、情報連携の利用状況を検証したなかで、一部の事務についてマイナンバーを取得していながら情報連携を利用しておらず、添付書類の省略ができていない事務があることが確認されたため、下記の事務についてより詳細の確認を行いました。

《事例》

特定医療費（小児慢性特定疾病医療費）の支給に関する事務（利用事務）

1 事務の概要

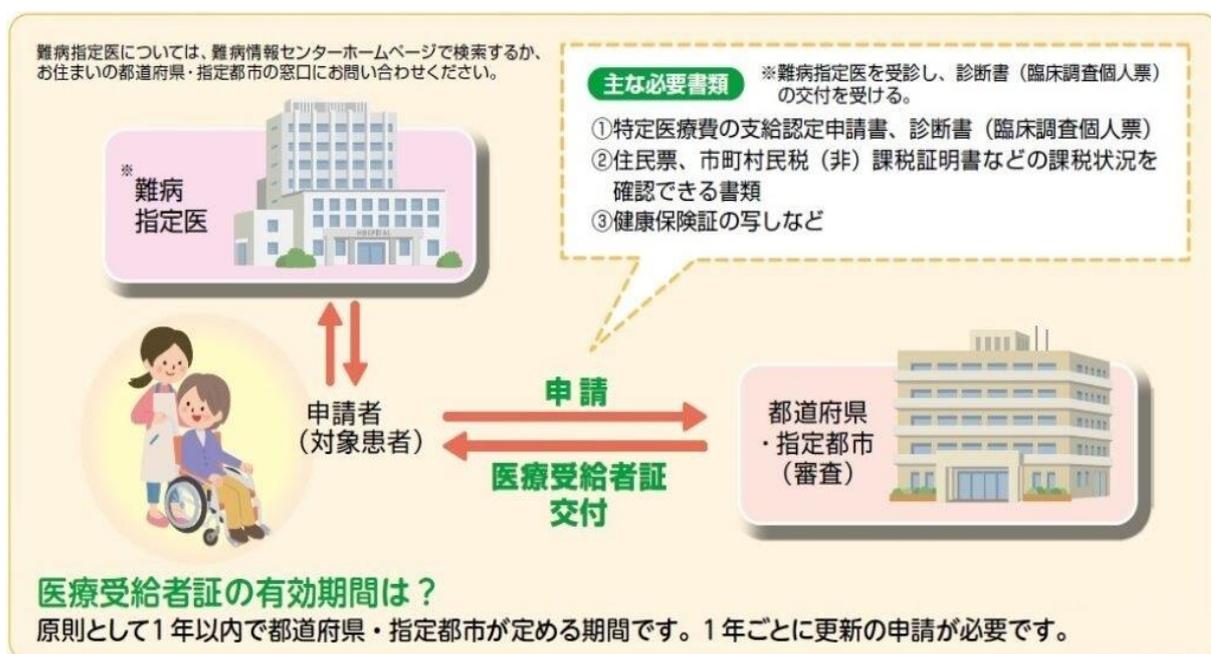
保健・疾病対策課が所管する「特定医療費支給事務」は、発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする「難病」の患者に対して、診察等の医療や訪問看護等の介護に要する費用を支給するもので、所得区分ごとの負担上限月額が設けられています。

保健福祉事務所において申請を受け付け、診断書を保健・疾病対策課へ進達します。保健・疾病対策課では、進達された診断書を集約し、長野県指定難病審査会での医学的審査を経て、審査結果を保健福祉事務所へ通知します。

なお、令和 4 年度における取扱件数は 26,544 件でした。

マイナンバーを利用した情報連携で、申請者は下記フロー図「主な必要書類」中「②住民票、市町村民税（非）課税証明書などの課税状況を確認できる書類」等の書類の提出が不要となるメリットがあります。

○申請から医療受給者証交付までの流れ



【出典：難病情報センターHP「指定難病患者への医療費助成制度のご案内」】

2 情報連携を行わない理由

保健・疾病対策課からは、「情報連携を行うには住民基本台帳ネットワーク端末や情報連携システムが保健福祉事務所にないため、県庁において一括して事務を行い、保健福祉事務所に情報を戻す必要がある。また、県庁における情報連携による照会結果の確認にも時間を要することから、業務の効率化につながらず、かつ認定等に遅滞が生じることとなり申請者のためにならない。」との説明がありました。

国においては平成 29 年 7 月 18 日から情報連携の試行運用が行われ、同年 11 月 13 日から本格運用が開始されているところですが、実際にはシステム上情報連携を活用することが可能であっても事務処理がかなり煩雑になる、あるいは支給認定に時間を要する、等の課題があり、全国的にもその普及は簡単には進んできませんでした。

長野県では、平成 30 年 5 月に「マイナンバー制度の導入に伴い、特定医療費の支給申請にはマイナンバーが必要です」と記載されたチラシを作成し、長野県ホームページにも掲載されているところですが、その内容は、「①本格運用開始時点では支給認定に必要な項目が情報連携により得ることができないこと。②照会結果の確認に期間を要し支給認定の遅延が想定される等、事務処理に支障が生じることが判明しました。そのため、本県の特定医療費支給事務においては、当面の間は添付書類の省略をせず、従来通り提出をお願いすることになりました。」「本事務における本格運用については、引き続き検討（準備）を進めてまいります」とし、マイナンバーの取得に理解を求め一方で添付書類については従来通り提出を求め、その状態が現在も継続しています。

同じく保健・疾病対策課が所管する「小児慢性特定疾病医療費支給事務」は、長期にわたり小児慢性特定疾病の療養を必要とする児童等に対して、診察等の医療に要する費用を支給するものですが、特定医療費支給事務と同様に、マイナンバーを取得する一方、添付書類については従来通り提出を求めています。

なお、令和 5 年 5 月に山梨県が実施した特定医療費支給事務に関する調査によると、47 都道府県中照会に対する回答のあった 40 都府県のうち、6 割にあたる 24 都府県で既に情報連携の利用により添付書類の省略を実施していることに加え、9 県で今後利用の予定がある旨の調査結果が出されています。

(2) 独自利用事務（表 5）

【マイナンバー利用状況（独自利用事務）】

(表 5)

No.	調査事務		対象機関	ア マイナ バーの取得	イ 情報連携の 実施	ウ 添付書類の 省略	エ 業務システ ムの有無	オ 情報連携の 照会件数 (R4)	カ 事務取扱件 数 (R4)	備考
	執行機関	事務								
1	知事	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度：私学振興課)		※		×	1,586	1,604	※高等学校等 就学支援金の 支給の判定結 果を流用
2	知事	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度：私学振興課)	—	—	—	—	—	0	取扱事務なし
3	知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務	県民の学び支援課 (R4年度：私学振興課)	×	×	×	×		1,277	
4	知事	私立高等学校等学び直し支援金支給事務	県民の学び支援課 (R4年度：私学振興課)		※		×	29	29	※高等学校等 就学支援金の 支給の判定結 果を流用

【マイナンバー利用状況（独自利用事務）】

(表5つづき)

No.	調査事務		対象機関	ア マイナン バーの取得	イ 情報連携の 実施	ウ 添付書類の 省略	エ 業務システ ムの有無	オ 情報連携の 照会件数 (R4)	カ 事務取扱件 数(R4)	備考
	執行機関	事務								
5	知事	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度：私学振興課)	×	×	×	×		18	
6	知事	外国人生活保護実施事務	地域福祉課	○	○	○	○県	11	11	
7	教育委員会	長野県高等学校授業料等減免事務 (私立のものを除く。)	高校教育課	○	○	○	○県	22	321	
8	教育委員会	長野県高校生等奨学給付金支給事務 (私立のものを除く。)	高校教育課	○	○	○	○県	3,307	4,188	
9	教育委員会	長野県高等学校等学び直し支援金 支給事務 (私立のものを除く。)	高校教育課	○	○	○	○県	84	32	
10	教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励 費支給事務	特別支援教育課 長野養護学校 稲荷山養護学校	○	○	○	○県	9,896	9,896	

ア マイナンバーの取得

10事務のうち7事務がマイナンバーを取得しており、3事務（取扱事務なしを含む）が取得していませんでした。取得していない主な理由は、「取扱事務がない。」、「取扱件数が少ない。」、「業務を行うための専用システムもなく、マイナンバーを取得（利用）するとかえって事務が煩雑になり、支給等が遅滞する。」と説明がありました。

イ 情報連携の実施

10事務のうち、7事務で情報連携が行なわれており、添付書類の省略が図られていましたが、3事務で情報連携が行なわれておらず、その主な理由は、上記アに記載と同じです。

ウ 添付書類の省略

10事務のうち、7事務で添付書類の省略が図られ、3事務では省略できておらず、その主な理由は、上記アに記載と同じです。

エ 業務システムの有無

10事務のうち、5事務で業務を行うための専用システムがあり（県の独自システム5）、5事務では専用システムはありませんでした。

専用システムがない5事務のうち、マイナンバーを取得し情報連携を行っている事務が2事務ありました。

専用システムを構築しない主な理由は、費用面のほかに、独自のシステム開発など技術面でも難しさがある、と説明がありました。

以上のとおり、情報連携の独自利用状況を検証したなかで、条例に規定しているもののマイナンバーを取得せず、従来通り添付書類の提出を求めている事務があることが確認されたため、事務取扱件数が多い「私立高等学校等奨学給付金支給事務」について、より詳細の確認を行いました。

私立高等学校等奨学給付金支給に関する事務（独自利用事務）

1 事務の概要

全ての意思ある高校生等が安心して教育が受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、高校生等がいる低所得者世帯等を対象に支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としたものです。

各私立高等学校等において申請書を受け付け、県民の学び支援課に送付され支給事務を行います。令和4年度における取扱件数は1,277件でした。

マイナンバーを利用した情報連携で、課税証明書の提出が不要となるメリットがあります。

2 情報連携を行わない理由

県民の学び支援課では、「マイナンバーを利用した課税状況の照会に時間を要してしまい、審査に遅れが生ずるため、保護者に少しでも早く給付することを重視して情報連携を行わず、課税証明書の添付を求めている」とのことでした。

なお、「保護者の利便性や県の事務処理軽減を考慮した上で、他県の動向などを踏まえながら、システムの構築を含め、継続的に検討する必要性は認識している」旨の説明がありました。

3 連携事業を行っている事務間における取得情報の使用について

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給については、国のシステム（e-Shien）を用い、情報連携を行って所得証明書の提出等を省略しています。また、就学支援金の判定結果を使用することにより、「私立高等学校授業料等軽減事業補助金」において所得証明書の提出を省略しています。

これに対し、私立高等学校等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）事務に当たって、就学支援金支給事務に際して得たマイナンバー又は住民税に係るデータを使用することについて、県民の学び支援課では「文部科学省の事務処理要領（注）に照らしできない」旨の説明がありました。

（注）「高等学校等就学支援金事務処理要領」において「就学支援金事務により取得した特定個人情報や個人番号により照会した税情報等を例えば、都道府県事業の事務において流用することは、個人番号取り扱いに係る各種の規定に基づき、行なうことはできないが、税情報そのものではなく、就学支援金の判定結果（算定基準額を含む。）については、他の事業において流用することとして差し支えない」とされている。

3 マイナンバーの利用に関する周知について【着眼点2】

「制度の運用に関する情報について、情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか」という観点から、実際に制度を運用している事務について、どのように情報提供、利用目的等の周知を行っているか検証しました。

その内容は、表6-1から表6-3のとおりです。

【ホームページ掲載等による周知の状況(利用事務)】

(表6-1)

No.	調査事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一(第九条関係)		対象機関	マイナンバー取得	ホームページ掲載	文書配布	窓口等で説明	備考
	別表第一の番号	事務						
1	七	養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定に関する事務	こども・家庭課	○		○		対象者に通知送付
2		小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	保健・疾病対策課	○	○		○	情報連携利用なし
3	十一	身体障害者手帳の交付に関する事務	障がい者支援課	○	○		○	市町村窓口で説明
4	十五	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	地域福祉課	○			○	
5	十六	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	税務課	○	○			
6	十九	公営住宅の管理に関する事務	建築住宅課 公営住宅室	○		○	○	収入調査のみ利用
7	二十六	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	特別支援教育課	○		○	○	学校説明会で説明しお便りを配布
8	四十三	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	こども・家庭課	○			○	
9	四十五	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	こども・家庭課	○			○	
10	四十六	特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障がい者支援課	○	○	○		市町村窓口でリーフレット配布
11	四十七	障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務	障がい者支援課	○	○		○	市町村窓口で説明
12	九十八	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務	保健・疾病対策課	○	○		○	情報連携利用なし

【ホームページ掲載等による周知の状況(独自利用事務)】

(表6-2)

調査事務		対象機関	マイナンバー取得	ホームページ掲載	文書配布	窓口等で説明	備考
執行機関	事務						
1 知事	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)	○		○		
2 知事	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)	—				
3 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)	×				
4 知事	私立高等学校等学び直し支援金支給事務	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)	○		○		
5 知事	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務	県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課)	×				
6 知事	外国人生活保護実施事務	地域福祉課	○			○	
7 教育委員会	長野県高等学校授業料等減免事務(私立のものを除く。)	高校教育課	○		○		申込書に取扱いを記載
8 教育委員会	長野県高校生等奨学給付金支給事務(私立のものを除く。)	高校教育課	○		○		申込書に取扱いを記載

(表6-2つづき)

調査事務		対象機関	マイナンバー取得	ホームページ掲載	文書配布	窓口等で説明	備考
執行機関	事務						
9 教育委員会	長野県高等学校等学び直し支援金支給事務 (私立のものを除く。)	高校教育課	○		○		申込書に取扱いを記載
10 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務	特別支援教育課 長野養護学校 稲荷山養護学校	○		○		学校説明での周知 お便り等を配布

【ホームページ掲載等による周知の状況(関係事務)】

(表6-3)

調査事務	対象機関	マイナンバー取得	ホームページ掲載	文書配布	窓口等で説明	備考
市町村民税・道府県民税寄付金税額控除 (ふるさと納税)に係る申告特例申請事務	税務課	○	○			マイナンバーを利用するのは市町村であり、県では個人から申告された番号を記号として市町村へ送信
法定調書作成事務 (講師謝金支払に関するもの)	こども・家庭課 県民の学び支援課 (R4年度:私学振興課) 地域福祉課 保健・疾病対策課 障がい者支援課 高校教育課 特別支援教育課	○			○	
法定調書作成事務(公共用地の取得に伴う 対価の支払に関するもの)	長野地域振興局農地整備課 土尻川砂防事務所	○			○	

(1) 申請者等への説明

情報提供、利用目的等の周知については、ホームページの掲載や窓口等での説明等、何らかの方法により周知が図られていました。

なお、特定医療費支給事務に係るチラシについて、平成 29 年の本格運用開始前当時の表現・内容となっているものがありました。

(2) 特定個人情報保護評価書の公示

番号利用法第 28 条では、「行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に(中略)、次に掲げる事項(略)を評価した結果を記載した書面を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。」とされています。

長野県が作成した特定個人情報保護評価書については、国のホームページで閲覧できる他、各担当課のホームページに掲載されています。

長野県ホームページ > 県政情報・統計 > 情報公開 > 個人情報保護制度・手続 > 長野県の個人情報保護 > 長野県における特定個人情報の保護の取組

評価書については、長野県においても「知事が実施する特定個人情報保護評価実施要領」3(4)により、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直すこととされており、情報公開・法務課において年1回、関係課に掲載内容の変更について照会し、とりまとめが行われています。しかしながら、調査時点において、掲載内容が更新されていないもの、根拠となる条文に誤りがあるものが見受けられました。

4 特定個人情報の管理について【着眼点3】

「特定個人情報の取り扱いは適切に行われているか」という観点から、特定個人情報の適切な管理を担保するための監査の実施状況とマイナンバーの保管状況について検証しました。

(1) 特定個人情報取扱事務監査について

個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（地方公共団体等編）」（以下「ガイドライン」という。）では、「監督責任者に相当する者は、特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を報告する。統括責任者に相当する者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規定等の見直し等の措置を講じる」こととされています。

また、平成31年3月には、個人情報保護委員会事務局から「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル～はじめての監査のために～」（以下「監査実施マニュアル」という。）が示されています。

本県では、特定個人情報の安全管理措置に関する指導等について情報公開・法務課が担当し、取扱に関する事務監査について、知事部局関係では情報公開・法務課において、教育委員会関係では教育政策課において、平成29年度から特定個人情報取扱事務監査が実施されているところです。

監査実施マニュアルには、「自己点検チェックリストを活用した事務の流れについて」が示され、チェックリストのひな型が掲載されています。本県の監査でも情報公開・法務課では令和2年度まで、教育政策課では令和元年度までは、まず被監査課において情報公開・法務課が作成したチェックリストに基づく自己点検を実施し、情報公開・法務課や教育政策課に点検結果を報告、一部の所属を抽出して自己点検チェックリストの内容のとおり運用が行われているか確認を行う形で監査が行われていました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響等の事情により、情報公開・法務課では令和3年度において、教育政策課では令和2年度及び令和3年度において、特定個人情報取扱事務監査が実施されていませんでした。また、令和4年度には情報公開・法務課、教育政策課ともに事務監査（現地の確認を除く。）が実施されましたが、書面により状況を確認するにとどまり、監査実施マニュアル「自己点検チェックリストを活用した監査の流れ」別添資料1に示されている「監査結果の報告」、「被監査課等へのフィードバック」及びそれに基づく、「改善」の流れに沿った監査が実施されていませんでした。

(2) 特定個人情報を取り扱う事務の委託について

番号利用法第11条は、「個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」とされています。

また、ガイドライン第4-2-(1)「委託の取扱い」では、委託契約の締結にあたり契約内容に盛り込むべき規定が定められるとともに、委託先における特定個人情報の取扱状況

の把握について前記の契約に基づき報告を求め、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することとされています。

これらの規定を基に、本県では「特定個人情報取扱事務委託基準」が定められ、「委託者は、受託者の特定個人情報の管理状況について、委託する内容に応じて、年1回以上の監査又は調査によって確認する」とされています。また、「長野県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針2(4)」では、「特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先において(中略)長野県自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。」とされています。

一例として、佐久、上小、諏訪、伊那、飯伊、松本、長野圏域に所在する県営住宅の管理については、それぞれ所管する建設事務所(佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、松本、長野)において、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う事務(収入調査に関する事務)を長野県住宅供給公社に委託しています。

本事務を例に確認をしたところ、長野県住宅供給公社では、県営住宅入居者に対し書類提出用の封筒を配布し、入居者から特定個人情報が記載された書類を封がされた状態で回収するなど、職員等に特定個人情報が目に触れないような工夫がなされていることを確認しました。

一方、それぞれの建設事務所において「県営住宅の管理に関する基本協定」を締結し、別記「特定個人情報取扱特記事項」第11に基づく監査が行われていたましたが、一部の建設事務所で記録が残されていない、結果の通知が出されていない、等の事実が見受けられました。

(3) マイナンバーの保管状況について

番号利用法第20条は、「何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。」と規定し、特定個人情報はその必要性がある場合に限って保管することができるが、その必要がなくなった場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除することとされています。

所管法令により、一定の期間保存が義務付けられている書類等は、その保存期間は保存する必要があるが、保存期間経過後には、できるだけ速やかに廃棄又は削除する必要があります。

そこで、特定個人情報の保管、保管期間の設定及び廃棄について、適切な取り扱いが行われているか確認しました。

ア 書類の保管状況

書類の保管については、各機関ともに施錠が可能な書棚等で保管し、担当者以外の責任者が鍵の管理を行うなど、おおむね適切な保管が行われていました。

なお、保管期間の設定については、文書分類表に定める公文書の保存年限をマイナンバーの保管期間としている所属が多く見受けられました。

イ マイナンバーの記載箇所への配慮

一部の機関においては、マイナンバーの記載箇所をマスキングや黒塗りにした状態で保管し、第三者に覗かれないようにするなどの工夫がなされていました。

第3 意見

マイナンバーの利用に関する事務について①マイナンバー制度の運用が適切に行われることにより、県民の利便性の向上、及び行政事務の効率化に役立っているか。②制度の運用に関する情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。③特定個人情報の取り扱いが適切に行われているか。の3つの着眼点から監査したところ、情報連携が本格運用された平成29年11月から6年が経過した調査時においても、その運用に当たって課題があることが確認されました。

特に行政事務の効率化の観点からは、システム改修や、現地機関において連携事務を可能とする端末整備などを行わないと効率化につながらないなどの課題がありました。県民の利便性の向上を図るためにも、国や県組織全体のDX推進の取組を踏まえつつ、業務の効率化に資するシステムの検討を合わせて進めていく必要があると考えられます。

県民の利便性の向上については、情報連携を行っている事務の目的が達成されているところですが、マイナンバーを取得しながら、情報連携を行わず書類の添付が継続しているものがありました。情報連携の対象となるデータの拡大状況にも留意しながら、より一層の利便性の向上に配慮することが必要と思われる。

また、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する観点からマイナンバーの利用が推進される状況下にあって、県民が安心してマイナンバーを利用できる環境を整えるため、マイナンバーについて県民に正しい周知が行われることや、特定個人情報の適正な管理のために監査等によるチェック機能が十分に果たされることが、一層重要になってくるものと考えられます。

こうした観点を踏まえ、下記のとおり一部の事務について意見を付します。

なお、今回は対象を抽出する方式でより詳細な監査を行い、主にその機関を対象に意見を述べています。マイナンバーを取り扱っている機関にあつては、直接の対象となっていない場合も下記の意見を参考に、それぞれの事務について検討をいただきたいと思えます。

1 マイナンバーの利用状況について【着眼点1】

(1) 情報連携を利用していない利用事務について（事例：特定医療費支給事務）

情報連携の試行運用が平成29年7月から開始され、既に6年以上が経過しています。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大により、保健・疾病対策課では感染症対策に多大な労力を要し、情報連携の検討に時間を割くことが難しかった状況は理解できるところですが、連携できる情報の拡大や情報連携を行っている都道府県も増加している等の状況を踏まえ、本格運用への検討を再開する必要があると考えられます。

なお、現状では直接的な事務を行っている保健福祉事務所で情報連携を行うことができないことから、保健・疾病対策課において一括して情報連携を行うことが想定されますが、添付書類の省略という点で申請者の利便性向上に資する一方、事務の効率化には寄与せず、申請書の提出から決定までの時間が延びてしまうことも懸念されます。従って、事務処理に係るシステムの整備や事務の流れ自体の変更が必要なことも考えられます。

については、厚生労働省で進めている医療費助成のデジタル化の状況も踏まえ、県組織全体におけるデジタル化・情報連携システムの改善について関係部局と調整しながら、県民の利便性の向上と事務処理の効率化に向けた検討を進めてください。

（対象：保健・疾病対策課）

(2) マイナンバーを取得していない独自利用事務について

(事例:私立学校等奨学給付金支給事務)

情報連携を行うことで、課税証明書の添付省略により、申請者の利便性の向上につながります。一方、システムを導入しないままで情報連携を行った場合は、事務処理の効率化には寄与しない懸念があります。県組織全体におけるデジタル化・情報連携システムの改善について関係部局と調整しながら、県民の利便性の向上と事務処理の効率化に向けた検討を進めてください。

なお、奨学給付金の申請者は、就学支援金の対象者でもあります。就学支援金の申請・支給事務においては、汎用的なシステム（e-Shien）が使用されているところであり、当該システムは、令和4年度から私立学校等奨学給付金の判定に必要な生活保護関係情報の取得や住民税所得割非課税該当者の自動判定が可能なものとなっています。申請者の承諾を前提に当該システムの考え方を活用することは、申請者及び事務担当者双方の利便性に資することでもあるので、その可否について費用対効果等を踏まえながら検討してください。

また、現在実施している事務を含め、私立高等学校を通じてマイナンバーを取得する場合は、当該学校法人等が県とは別機関であることに鑑み、番号利用法に照らして適切な取り扱いがなされるよう留意・検討する必要があることを申し添えます。

(対象：県民の学び支援課)

2 マイナンバーの利用に関する周知について【着眼点2】

(1) マイナンバーの利用に関する説明・公表について

長野県ホームページに公表している案内（チラシ）について、内容が制度導入期のままとなっており、実態とそぐわないものとなっていましたので、適宜見直しを行ってください。

特に、マイナンバーを取得する一方、情報連携を行わず、添付書類の省略が行われていない場合にあっては、マイナンバーの取得の必要性と法的整合性について検討した上で、取得の理由について丁寧に分かりやすい説明に心掛けてください。

(対象：保健・疾病対策課)

(2) 個人情報保護評価書の内容の見直しについて

調査時点において公表されている特定個人情報保護評価書に根拠条文の誤り、内容が以前のものとなっている等の正確性を欠くものが散見されました。記載内容を点検し、正しい情報に更新してください。

また、少なくとも1年に1回は見直しをすることとされているところですが、見直しにあたっては、評価書に記している情報保護に関する取り組みが、実際に行われているかを確認・評価しながら、実質的な修正や変更を行ってください。なお、制度が運用される前に評価書を公表する場合にあっては、根拠規定も含め、状況の変化や実際の取組に合わせて見直しを適宜実施するよう留意してください。

(対象：評価書を公示しているすべての機関)

3 特定個人情報の管理について【着眼点3】

(1) 効率的かつ効果的な監査の実施と担当課等の自己点検について

令和4年度に行われた特定個人情報取扱事務監査では、書面による状況把握にとどまり、被監査課等へのフィードバックが行われていませんでした。当時、新型コロナウイルス感染症が蔓延した状況での対応が求められたことは理解できるところですが、今後の監査に

あつては、その結果について被監査課等へのフィードバックを行うとともに、改善点がある場合は後日その措置状況の報告を求めるなど、P D C A サイクルを意識した効率的かつ効果的な監査の方法を検討し、実施してください。

合わせて、個人情報を保有する担当課等が行う自己点検が形骸化されていないか、十分な確認を行ってください。

特定個人情報を保有する担当課等においては、監査実施マニュアルに掲載されている自己点検リスト等を参考に、実質的な自己点検を行うとともに、人事異動等による担当者の変更があった場合も、事務取扱者や責任者が明確化されているか、取扱規程の内容がきちんと認識されているか等を確認し、適切な情報管理に努めてください。

(対象：情報公開・法務課、教育政策課)

(対象：マイナンバーを取り扱うすべての機関)

(2) 特定個人情報を取り扱う事務の委託に係る監査について

県営住宅の管理代行委託に対する特定個人情報取扱事務監査について、一部の建設事務所で記録が残されていない等の事実が見受けられましたので、建築住宅課公営住宅室において、安全性を担保するためのより効率的かつ効果的な監査方法を検討し、7建設事務所と考え方を共有した上で監査を実施してください。

また、特定個人情報を取り扱う事務を委託しているすべての機関において、委託先においてもチェックリストを用いて自己点検を実施するなど、適正な取り扱いが行われる環境整備を進めてください。

(対象：建築住宅課公営住宅室)

(対象：特定個人情報を取り扱う事務を委託しているすべての機関)

(3) 書類の保管期間について

文書分類表に定める公文書の保存年限をマイナンバーの保管期間としている所属が多く見受けられましたが、当該事務においてマイナンバーが必要な期間を定めれば良く、それぞれの所属における書類の分量や重要度を勘案し、適切な保管と保存年限を定めるとともに、番号利用法第20条の趣旨を踏まえ、保管する必要のない特定個人情報を含む書類はすみやかに廃棄処分の手続きをとるよう努めてください。

(対象：特定個人情報を取り扱うすべての機関)

○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）」

（平成25年法律第27号）

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第8項に規定する行政機関をいう。

2 （略）

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法（略）に規定する個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法（略）に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（略）が保有するもの又は（略）個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、（略）住民票コード（略）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 （略）

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（略）が電磁的方法（略）により記録されたカードであって、（略）カード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要な（略）措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（略）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、（略）が第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

（利用範囲）

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、（略）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（略）その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 （略）

4 健康保険法（略）その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、（略）は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1) ～(12) (略)

(13) (略) 特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

(14)～(17) (略)

(収集等の制限)

第20条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第27条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第3項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（略）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。（略）

(1) (略)

(2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

(3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

(4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

(5) ～(7) (略)

別表第一（第9条関係）

(6) 都道府県知事	災害救助法（略）による救助又は扶助金の支給に関する事務（略）
(7) 都道府県知事	児童福祉法（略）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、(略)、小児慢性特定疾病医療費、(略)に関する事務（略）
(9) 都道府県知事等	児童福祉法による(略)母子生活支援施設における保護の実施に関する事務（略）
(10) 都道府県知事又は市町村長	予防接種法（略）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務（略）

(11) 都道府県知事	身体障害者福祉法（略）による身体障害者手帳の交付に関する事務（略）
(14) 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（略）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務（略）
(15) 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（略）
(16) 都道府県知事（略）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、（略）による地方税、（略）に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（略）
(18) 都道府県社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
(19) 公営住宅法（略）に規定する事業主体である都道府県知事（略）	公営住宅法による公営住宅（略）の管理に関する事務（略）
(26)（略）都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（略）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（略）
(27) 都道府県教育委員会（略）	学校保健安全法（略）による医療に要する費用についての援助に関する事務（略）
(30)の(2) 都道府県知事	国民健康保険法による国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する事務（略）
(33)の(3) 都道府県知事	知的障害者福祉法（略）による知的障害者の判定に関する事務（略）
(35) 住宅地区改良法（略）に規定する事業主体である都道府県知事（略）	住宅地区改良法による改良住宅（略）の管理に関する事務（略）
(37) 都道府県知事等	児童扶養手当法（略）による児童扶養手当の支給に関する事務（略）
(43) 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（略）による資金の貸付けに関する事務（略）
(44) 都道府県知事（略）	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務（略）
(45) 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務（略）
(46) 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（略）による特別児童扶養手当の支給に関する事務（略）
(47) 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（略）の福祉手当の支給に関する事務（略）

(51)厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（略）による職業転換給付金の支給に関する事務（略）
(61)の(2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(略)に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事（略）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務（略）
(63)都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（略）の支給に関する事務（略）
(64)都道府県知事（略）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（略）による被爆者健康手帳の交付、（略）に関する事務（略）
(69)都道府県知事	被災者生活再建支援法（略）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務（略）
(70)都道府県知事（略）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（略）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務（略）
(84)都道府県知事（略）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務（略）
(91)（略）都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（略）による就学支援金の支給に関する事務（略）
(93)の(2)（略）都道府県知事（略）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（略）による予防接種の実施に関する事務（略）
(98)都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（略）による特定医療費の支給に関する事務（略）
(99)都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律（略）の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（略）による地方税法特別税の賦課徴収又は地方税法特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（略）

○「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（抄）」

（平成27年長野県条例第27号）

（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 知事又は教育委員会は、知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第3条 法第9条第4項の規定により、私立の高等学校等の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

（別表第1）（第2条、第3条関係）

執行機関	事務
1 知事	私立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）（略）
2 知事	東日本大震災により被災した私立の学校の幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）（略）
3 知事	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。）（略）
4 知事	高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務（以下「私立高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）（略）
5 知事	私立の小学校、中学校等の児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する事務（以下「私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務」という。）（略）
6 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護実施事務」という。）（略）
7 教育委員会	長野県高等学校授業料等徴収条例（略）による授業料等の減免に関する事務（以下「授業料等減免事務」という。）（略）

8	教育委員会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務（以下「奨学給付金支給事務」という。）（略）
9	教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等（私立のものを除く。）に入学した者に対する支援金の支給に関する事務（以下「学び直し支援金支給事務」という。）（略）
10	教育委員会	特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する当該就学のため必要な経費の支弁（略）に関する事務（以下「特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務」という。）（略）

(別表第2) (第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第2の9の項の第2欄に掲げる事務	難病の患者に対する医療等に関する法律(略)による特定医療費の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)(略)
2 知事	法別表第2の14の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報(略)
3 知事	法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報(略)
4 知事	法別表第2の24の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報(略)
5 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	身体障害者福祉法(略)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(略)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下この表において「障害者手帳関係情報」という。)、私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報(略)
6 知事	法別表第2の28の項の第2欄に掲げる事務	戦傷病者特別援護法(略)による戦傷病者手帳に関する情報(略)
7 知事	法別表第2の87の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報(略)
8 知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活保護法(略)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))又は外国人生活保護関係情報(略)
9 知事	法別表第2の119の項の第2欄に掲げる事務	外国人生活保護関係情報(略)
10 知事	私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付事務(略)	地方税法(略)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この表において「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(略)第7条第4号に規定する事項(以下この表において「住民票関係情報」という。)、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(略)による就学支援金の支給に関する情報(以下この表において「就学支援金関係情報」という。))又は高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する情報(以下この表において「私立高等学校等学び直し支援金関係情報」という。)(略)

11 知事	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付事務（略）	地方税関係情報、住民票関係情報、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は私立の小学校、中学校等の児童若しくは生徒の保護者等に対する授業料等の軽減に係る補助金の交付に関する情報（略）
12 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務（略）	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、就学支援金関係情報、私立高等学校等学び直し支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報（略）
13 知事	私立高等学校等学び直し支援金支給事務（略）	地方税関係情報、住民票関係情報又は就学支援金関係情報（略）
14 知事	私立小中学校等授業料等軽減事業補助金交付事務（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報（略）
15 知事	外国人生活保護実施事務（略）	児童福祉法（略）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費、児童扶養手当法（略）による児童扶養手当、母子及び父子並びに寡婦福祉法（略）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（略）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、国民年金法等の一部を改正する法律（略）附則第97条第1項の福祉手当、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（略）による中国残留邦人等支援給付等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（略）による手当等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略）による自立支援給付、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費若しくは私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、生活保護関係情報又は障害者手帳関係情報（略）
16 教育委員会	授業料等減免事務（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報（略）
17 教育委員会	奨学給付金支給事務（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報（略）
18 教育委員会	学び直し支援金支給事務（略）	地方税関係情報、住民票関係情報又は就学支援金関係情報（略）
19 教育委員会	特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給事務（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報（略）

○ 用語の解説

用語	解説
個人情報保護委員会	個人情報保護法及び番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。）の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする、独立性の高い機関
情報連携	国が提供する情報提供ネットワークシステムにより、行政機関、地方公共団体等が個人情報を効率的に検索し利用すること
DX（デジタルトランスフォーメーション）	データやデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルや業務プロセスへ進化・変革すること
特定個人情報	個人情報のうち、「マイナンバーを含む」個人情報
特定個人情報評価	特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの
マイナンバー（個人番号）	日本に住民票を有するすべての者（外国人も含む。）が持つ12桁の番号
マイナンバーカード	プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等に利用できる

○ リンク集

○総務省（リンク集）

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/09.html

○デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

○個人情報保護委員会「マイナンバー保護評価」

<https://www.ppc.go.jp/mynumber/>

○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

（平成二十五年法律第二十七号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000027>

○「個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例」

（平成27年12月17日長野県条例第27号）

※長野県法令検索システムから用語検索「特定個人情報」で検索

<https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/startup.cgi>

○マイナンバー用語集（内閣府）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11778291/www.cao.go.jp/bangouseido/seido/yougo.htm>

○長野県における特定個人情報の保護の取組（長野県情報公開・法務課HP）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/kojinjoho/kojinjoho/mynumber.html>